

令和6年11月27日  
国立大学法人神戸大学

国立大学法人神戸大学の会計監査人候補者の選定  
について(募集公告)

国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任することとされています。

また、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣へ提出することとされています。

については、本学の令和7年度会計監査人に就任する希望をお持ちの者(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する者に限る。)から会計監査人候補選定のための提案書を下記のとおり募集いたします。

記

1. 提出期限 令和7年1月15日(水)17時まで必着(郵送又は持参)
2. 提出書類 提案書8部(添付書類も同じ。)  
見積書1部  
※選定の過程で別途資料の提出をお願いすることがあります。  
※提出された書類は返却しませんのでご了承ください。
3. 提出先及び  
問い合わせ先 〒657-8501 兵庫県神戸市灘区六甲台町1-1  
神戸大学監査室 池田、井筒  
電話078-803-5129、5406
4. 選定方法 提案書等及びプレゼンテーションの内容を、神戸大学会計監査人候補者  
評価委員会において評価基準に基づき選考し、役員会において決定しま  
す。
5. 説明会 令和6年12月11日(水)13:30~  
開催場所:神戸大学本部事務局棟 3階 財務会計支援室
6. プレゼンテーション 令和7年1月下旬

開催場所: 神戸大学(詳細は後日お知らせします。)

7. 提案書(見積書、添付書類を除きA4版縦型で簡潔に作成してください。)

- (1) 別紙「提案書記載項目一覧」に示した内容を記載してください。
- (2) 添付書類 監査法人の概要が判るパンフレット  
業務及び財産状況の説明書

8. 提案書、見積書作成上の留意事項

(1) 提案書における監査費用の見積について

今回の提案募集は、令和7年度から令和9年度までの3年間に係る候補者の選定を前提として行います。このため、提案書における監査報酬見積費用については、令和7年度から令和9年度までの3年間の毎年度の見積額を記載願います。

ただし、評価に際しては、3年間の平均額をもって評価いたします。

なお、毎年度の契約にあたっては、当該年度の見積費用を参考といたします。令和8年度以降において、監査計画の大幅な見直し等により見積費用に変更が生じる場合には、当該年度の監査企画書に詳細な理由を付して明記願います。

(2) 見積書の作成について

見積書は、あくまで令和7年度に係る監査報酬見積となりますので、ご注意ください。

9. その他

(1) 会計監査人の資格

- ① 国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。
- ② 会社法第337条第3項における欠格事由のないこと。
- ③ 公認会計士法第24条、第24条の2、第34条の11、第34条の11の2及び公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。

なお、公認会計士法施行令第7条第1項第9号及び第15条第4号の使用人には、非常勤講師も含まれると解されますので、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができませんのでその旨ご注意ください。

(2) 監査責任者

会計監査人の独立性を確保する観点から、連続する6事業年度において本学の会計監査における監査責任者となった者は、その後会計監査人の独立性及び監査の品質確保の観点から適当と認められる期間は、本学の会計監査における監査責任者となることができませんのでご注意ください。

(3) 契約の締結等

今回の提案募集は、令和7年度から令和9年度までの3年間に係る候補者選定を前提として行いますが、文部科学大臣の選任は毎事業年度ごとに行われることから、契約は単年度契約になります。

令和8年度以降については、候補者より前年度監査業務の実績報告書及び次年度監査企画書をご提出いただき、本学においてその内容を評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることといたします。

なお、選定された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となります。

また、文部科学大臣の選任を経て、令和7年7月頃に監査契約を締結する予定ですが、提案内容の変更は原則として認めません。

提案書記載項目一覧

国立大学法人神戸大学

大項目	中項目		説明
法人概要			名称、代表者、所在地、社会資本、業務収入、経常利益、当期純利益、人員、被監査会社等
監査体制	①	公会計に関する組織体制	監査法人内での公会計部門(組織)と支援体制
	②	本学担当事業所における公会計監査実施経験者数	公認会計士、試験合格者等の職員数と構成
	③	本学監査従事予定者(実務経験等)	公認会計士: 職務分担、経歴 試験合格者: 職務分担、経歴
	④	監査責任者(現場責任者)が前年度に国立大学法人を担当した有無	
	⑤	内部管理体制	監査法人内での国立大学法人監査業務の品質保持のための(管理)体制・制度
	⑥	監査サポート体制(システム監査・業務調査等)	本学担当事業所における公会計部門以外の支援体制
監査実績	⑦	監査実績(全国国立大学法人)	学部・研究科数、学生数、教職員数、予算規模等
監査の質	⑧	非違事例の有無及び指導等に対する対応策	公認会計士・監査審査会による最新の検査結果、現在係争中の刑事、民事事件の概略及び指導等に対する対応策
	⑨	本学の会計監査に対する提案	監査を通じ職員の意識や資質の向上に関する提案、重点事項
監査計画	⑩	監査手法	基本姿勢、指導・改善に関する提案、リスクアプローチ、実証手続き、支援業務
監査方針	⑪	監査実施日程	期間別、監査従事者別、監査予定日数
	⑫	役員との意見交換、監事及び内部監査室との連携	役員との経営方針、監事等との監査方針の確認方法
ワーク・ライフ・バランス等推進の状況			以下の認定等を取得している場合はその旨を記載し、認定証等(写)を提出してください。なお、認定の取消などによって提案時の内容と異なる状況となった場合には、速やかに本学へ届け出てください。 ①女性の職業生活等における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)または、一般事業主行動計画策定届(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ②次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ③青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定企業)
監査費用	監査費用 ・執務予定日数等 ・監査費用算定内訳 ・監査費用の考え方 (3年間の毎年度の見積額を記載)		監査費用は応募時点における参考見積額であり、契約金額ではありません。 監査予定日数は基本日数を150日とします。±20%を超える提案については、説明を求めることがあります。